

発議第 13 号

市議会議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及び松阪市議会会議規則第 88 条の規定により次のとおり議員を派遣するものとする。

令和 6 年 10 月 3 日 提出

松阪市議会議長 中 島 清 晴

記

1 議会報告会

(1) 派遣日、派遣場所及び派遣議員

派 遣 日	派 遣 場 所	派 遣 議 員
11 月 7 日 (木)	飯高地域振興局	環境福祉委員会(7 人) 市野幸男議員、野呂一平議員、奥出かよ 子議員、東村佳子議員、田中正浩議員、 沖和哉議員、海住恒幸議員
11 月 9 日 (土)	松阪公民館	文教経済委員会(7 人) 赤塚かおり議員、吉川篤博議員、小野建 二議員、中村誠議員、殿村峰代議員、西 口真理議員、山本芳敬議員
11 月 11 日 (月)	橋西地区市民セ ンター	建設水道委員会(7 人) 米倉芳周議員、楠谷さゆり議員、小川朋 子議員、松岡恒雄議員、堀端脩議員、野 呂一男議員、濱口高志議員
11 月 13 日 (水)	嬉野地域振興局	総務企画委員会(7 人) 橘大介議員、森遥香議員、松本一孝議員、 深田龍議員、坂口秀夫議員、中島清晴議 員、久松倫生議員

(2) 派遣目的 議会報告会開催のため